

令和4年3月

宮古地区広域行政組合議員全員協議会会議録

令和4年3月23日 開会
令和4年3月23日 閉会

宮古地区広域行政組合

令和４年３月宮古地区広域行政組合議員全員協議会

令和４年３月２３日（水曜日）

午前１１時００分開議

議事日程

１ 報告事項

（１）議会運営委員会審議結果の報告について

２ 協議事項

（１）令和４年度宮古地区広域行政組合一般会計予算

（２）令和３年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第３号）

（３）宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

（４）宮古地区広域行政組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

３ その他

出席議員（１３名）

１番	三田地	久志君	２番	木村	誠君
３番	畠山	和英君	４番	阿部	吉衛君
５番	伊藤	清君	６番	高橋	秀正君
７番	千葉	泰彦君	８番	畠山	拓雄君
９番	落合	久三君	１０番	豊間根	信君
１１番	黒沢	一成君	１２番	中村	勝明君
１３番	藤原	光昭君			

欠席議員（０名）

説明のための出席者

事務局	局長	松下	寛君
総務課	課長	松橋	かおる君
施設課	課長	田中	晋君
施設課主幹		坂本	好治君
消防	長	小林	達広君
消防次長兼総務課長		中村	光宏君
消防次長兼消防課長		畠山	毅君
指令課	長	石田	康典君

議会事務局出席者

書	記	関口	憲史
書	記	八重樫	健太朗

◎開 会

- 議長（藤原光昭君） おはようございます。ただいまの出席議員は13名でございます。定足数に達しましたので、これより議員全員協議会を開会いたします。
-

◎議会運営委員会審議結果の報告について

- 議長（藤原光昭君） 先ほど議会運営委員会が終わりましたので、議会運営委員会委員長に審査結果の報告を求めます。

落合議会運営委員会委員長。

- 議会運営委員会委員長（落合久三君） それでは、議会運営委員会での審査結果をご報告いたします。

最初に議事日程でございますが、初めに、議長が開会宣言を行います。

次に、諸報告で、監査委員からの令和3年度定期監査及び令和3年度例月現金出納検査の結果について、その写しの配付をもって報告とするものであります。

日程第1の会議録署名議員の指名につきましては、会議録署名議員を2名、議長から示していただきます。今回は5番、伊藤清議員、6番、高橋秀正議員にお願いいたします。

日程第2の会期の決定につきましては、会期は3月23日の1日間ということで、本会議に諮って、会期を決定いたします。

日程第3の施策大綱説明では、管理者が議長の許可を得て説明いたします。

なお、一般質問はございませんでした。

日程第4で、議案第1号 令和4年度宮古地区広域行政組合一般会計予算を議題といたします。

日程第5で、議案第2号 令和3年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

日程第6で、議案第3号 宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

日程第7で、議案第4号 宮古地区広域行政組合職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

以上が議会運営委員会での審議の結果であります。

- 議長（藤原光昭君） 議会運営委員会委員長の報告がありました。これについて何か質問ありますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◎令和4年度宮古地区広域行政組合一般会計予算

- 議長（藤原光昭君） それでは、次に、説明事項の令和4年度宮古地区広域行政組合一般会計予算について、事務局の説明を求めます。

松橋総務課長。

○総務課長（松橋かおる君） よろしくお願ひいたします。それでは、資料ナンバー１の１ページをお開き願ひます。資料は、こっちのほう。令和４年度予算案の概要をご説明いたします。座って説明させていただきます。

○議長（藤原光昭君） どうぞ、座ってください。

○総務課長（松橋かおる君） １の予算規模でございますが、令和４年度は32億2,546万8,000円で前年度に対し、金額で１億6,182万5,000円、率で5.3%の増となっております。

２の主な増額の項目でございますが、①衛生費は、新規最終処分場建設に係る新規事業によるもので、内容は後ほどご説明いたしますが、合計で6,510万円増額となっております。

②消防費は、高規格救急自動車３台分の購入に係る予算額１億2,300万円で、前年度より購入台数が１台多く4,300万円の増額、水槽付消防ポンプ自動車１台は新規事業となっております。金額が6,400万円の増額で、合計で１億700万円の増額となっております。

３の主な新規項目でございますが、①衛生費は、新規最終処分場建設に係るもので、一つ目の施設整備基本計画策定業務委託は、施設整備方針、施設概要等を示す、計画の策定で予算額1,230万円。二つ目の地質調査等業務委託は、地質構造や地下水分布等の情報を得るための調査で予算額2,880万円。三つ目の生活環境影響調査業務委託は、最終処分場が、周辺地域の生活環境に及ぼす影響の調査であり、予算額2,400万円となっております。

②消防費は、岩手消防指令センター総合整備事業負担金でございます。令和８年４月１日運用開始予定の消防指令センター整備に係る事業について、消防通信指令事務を共同して行ういわて消防通信指令事務協議会の代表で契約主体となる盛岡地区広域消防組合に事業費分を負担金として支払うものとなっております。令和４年度分は480万円で、令和４年度から令和５年度に行われる実施設計業務委託の事業費分となっております。

次に、歳出予算の主な内容についてご説明いたしますので、６ページ、７ページをお開き願ひます。

１款議会費242万4,000円は、議会運営に要する経費で、令和３年度と同額の計上となっております。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費8,094万7,000円は、職員人件費を含む一般管理事務に要する経費でございます。前年度比較で739万6,000円の減額は消防隊の感染予防対策の推進を目的とした、麻疹、風疹、水痘のワクチン接種等の接種数の減による委託料の減が主な理由となっております。

２款総務費全体では8,134万3,000円で、前年度比で739万6,000円の減額となっております。

３款衛生費、２項清掃費、１目清掃総務費１億7,423万8,000円は、ごみの収集運搬に要する経費でございます。前年度比較で1,207万7,000円の増額は、岩泉町のごみ収集運搬委託の設計見直しによる収集運搬委託料の増が主な理由となっております。

同じく 2 目ごみ焼却施設費 3 億 9,174 万 7,000 円は宮古清掃センターの管理運営に要する経費でございます。前年度比較で 175 万 1,000 円の減額は、ごみ焼却施設の整備対象機器の減による委託料の減が主な理由となっております。

同じく 3 目埋立処分地施設費 2 億 418 万 8,000 円は、最終処分場の管理運営に要する経費でございます。前年度比較で 7,170 万 1,000 円の増額は、前段新規項目でご説明いたしました新規最終処分場建設に係る委託料の増が主な理由となっております。

同じく 4 目し尿処理施設費 2 億 3,130 万 9,000 円は、し尿処理施設の管理運営に要する経費となっております。前年度比較で 1,005 万 6,000 円の増額は、浄化槽汚泥用夾雑物除去装置整備の機器修繕に係る需用費の増が主な理由となっております。

同じく 5 目汚泥混焼施設費 1,353 万 6,000 円は、汚泥混焼施設の管理運営に要する経費となっております。前年度比較で 92 万 9,000 千円の増額は、部品単価の増による機器修繕に係る需用費の増が主な理由となっております。

同じく 6 目リサイクル施設費 8,384 万 2,000 円は、リサイクルセンター等の管理運営に要する経費で、前年度比較で 526 万 5,000 円の増額は、計量システム整備等の機器修繕に係る需用費の増が主な理由となっております。

3 款衛生費全体では 10 億 9,887 万円で、前年度比で 9,827 万 7,000 円の増となっております。

4 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費 18 億 1,362 万 3,000 円は、消防職員の人件費及び消防救急業務等に要する経費でございます。前年度比較で 508 万 9,000 円の増額は職員の定期昇給による人件費の増が主な理由となっております。

同じく 2 目消防施設費 1 億 9,255 万円は、消防施設の整備に要する経費でございます。前年度比較で 6,585 万 5,000 円の増額は、前段で説明いたしました高規格救急自動車等の購入台数の増、及びいわて消防指令センター総合整備事業負担金の増が主な理由となっております。なお、令和 4 年度予算案に計上しております消防施設費の詳細につきましては、8 ページの別紙に記載しておりますので、後ほどご参照願います。

4 款消防費全体では、20 億 617 万 3,000 円で、前年度比で 7,094 万 4,000 円の増となっております。

続いて 5 款、災害復旧費は整理科目となっております。

6 款公債費、1 項公債費、1 目元金 2,558 万 1,000 円は、ごみ処理施設及びリサイクル施設に係る長期債元金償還金の計上、同じく 2 目利子 107 万 5,000 円は、長期債償還利子及び一時借入金利子を計上するものでございます。

続いて 7 款予備費は、前年度と同額の 1,000 万円を計上するものでございます。

続きまして、歳入予算の主な内容についてご説明いたしますので 4 ページ、5 ページをお開き願います。

1 款分担金及び負担金は、組合負担金 31 億 1,830 万 7,000 円を計上するもので、前年度比較で 1 億 4,869 万 4,000 円の増額となっております。

市町村負担金につきましてご説明いたしますので、3 ページをご覧ください。令和 4 年度項目別市町村負担金内訳表の真ん中よりちょっと下の合計欄及び負担割合の欄をご覧ください。市町村ごとの負担金の額につきましては、宮古市は 17 億 8,131 万円で、負

担金合計額に占める負担割合は57.13%でございます。山田町は6億581万6,000円で、負担割合は19.43%でございます。岩泉町は4億8,097万5,000円で、負担割合は15.42%でございます。田野畑村は2億5,020万6,000円で、負担割合は8.02%となっております。

4ページ、5ページの歳入の概要にお戻り願います。2款使用料及び手数料は、行政財産使用料の総務使用料のほか、ごみ及びし尿処理手数料の衛生手数料、危険物取扱許可手数料の消防手数料、4,196万円を計上するもので、前年度比較で314万7,000円の減額となっております。減額の主な理由は、衛生手数料のごみ及びし尿の搬入見込量の減による手数料収入の減によるものとなっております。

3款国庫支出金は2,216万5,000円を計上するもので、前年度比較で690万円の増額は、1目の衛生費国庫補助金の新規最終処分場建設に係る事業費の国庫補助金の計上によるものでございます。

次に、4款県支出金は、消防費県負担金763万4,000円を計上するもので、前年度比較で224万円の増額は、岩手県消防航空隊へ派遣いたします職員の人件費の増によるものでございます。

次に5款財産収入は、前年度と同額の36万1,000円を計上するもので、1目財産貸付収入36万円は、宮古地区交通安全協会に対する土地貸付料となっております。

次に6款繰越金は整理科目でございます。

7款諸収入は、組合預金利子及び雑入3,504万円を計上するもので、前年度比較で915万4,000円の増額となっております。増額の主な理由は、2目の雑入の資源物売払単価の上昇により、売払収入見込額の増によるものとなっております。

次に、9ページをお開き願います。債務負担行為の計上についてご説明いたします。

1、債務負担行為を求める理由ですが、衛生費の新規最終処分場建設に伴う生活環境影響調査業務委託について、令和4年度から5年度の2か年にかけて実施することから、債務負担行為を計上するものでございます。生活環境影響調査業務委託の限度額を1,600万円とし、当該年度以降の支出予定額を令和5年度に1,600万円、財源は3分の1の533万3,000円を国庫支出金に、残りの1,066万7,000円を一般財源とするものでございます。

以上が令和4年度予算の概要でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） ただいま事務局より説明がございました。これについて、何か質問ございますか。ございませんか。

黒沢議員。

○11番（黒沢一成君） 6ページ、7ページの清掃総務費で、岩泉町収集運搬委託の設計見直しとあるのですが、どのような見直しをしたのかをお願いします。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 市町村のごみ収集の委託については各市町村に積算をお願いしています。その中で今回、運転手の部分で今まで臨時的な雇用の設計を組んでいたものを、通常的人工で設計の見直しをして金額が増になったものでございます。

○議長（藤原光昭君） 黒沢議員。

○ 1 1 番（黒沢一成君） 1,207万7,000円のうちの設計見直しの部分が具体的にはいくらぐらいになるのでしょうか。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 岩泉町分につきましては、1,075万2,000円の増額でございます。

○議長（藤原光昭君） 黒沢議員。

○ 1 1 番（黒沢一成君） 結構大きな金額の見直しですけども。岩泉町でよければそれでいいと思うんですけど…。運転手の雇用の分だけでそれだけ変わるというのは、今までそれだけ安く請け負ってもらってくれたことだとは思うんですけど…。それはいいですけど…。

あと消防本部で、救急車3台購入予定ですけど…。救急車を毎年買うんですけど、乗り心地はよくなっているはいないのでしょうか。患者さんの乗り心地ですけど。私一度しか乗ったことないですけど、結構ガタガタするので、具合が悪い状態でまた車がガタガタすると、患者さんの体によくないような気がするんですけど。毎年購入するときに乗り心地がよくなるような仕様というか要望とかは出していたりするのでしょうか。

○議長（藤原光昭君） 畠山消防次長。

○消防次長兼消防課長（畠山 毅君） 乗り心地に関しましては、特段消防のほうからこういった仕様でという要望は出していないというのが実情でございます。近年の車両の状況を見ますと、足回り関係については、さほど大きな改良は加えられていないという状況です。主に加えられているのは安全装備面のマイナーチェンジが図られてございます。それからもう一つ、ストレッチャーにつきましては、その架台も含めて年々少しずつ改良がされています。それがどの程度患者さんに対して乗り心地という部分で反映されているかというのは、詳細は把握できていませんけども、そういった状況になります。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） すいません。先ほどの岩泉町の収集の件で補足をさせていただきます。岩泉町1,075万2,000円増額していますけれども、車両の台数は9台で、1台当たり100万円弱の増額です。以上です。

○議長（藤原光昭君） 黒沢議員。

○ 1 1 番（黒沢一成君） 救急車ですけども、どうもこっちは実際患者さんになって、揺られてみないとわからないところだと思うんですけど、消防署員の方は健康な方ばかりなのであまり乗る機会がないと思うんですけど、今後も更新して買っていくと思うので、そのときにその乗り心地についても、改良をしていただくような要望を出していただきたいと思います。要望です。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○ 9 番（落合久三君） 先ほどの資料の6、7ページ。今、黒沢議員も聞いたのをもうちょっとわかりやすく。岩泉町の収集運搬委託の設計見直し。今の課長の答弁だと9台分、1台当たり100万円増という説明だったのですが、そもそも岩泉町のごみ収集は、何者、何台の車があるのですか。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 3者で9台になります。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 9台で先ほど人件費云々という話でしたがこれまでは3者9台で人員は何人で稼働しているものですか。それがどういうふうになるのかというのを分かりやすく、もうちょっと説明してください。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 岩泉町につきましては、各車両1台につき2名配置しております。これまでは、臨時の運転手の部分で日数を228日で積算していたものを、臨時は122日で積算して、それにかわって通常の運転手と作業員を増やしているものでございます。今までは臨時の分で1台を回すような格好で積算していたものを、1台を正規の運転手と作業員で回すような設計に変えています。併せてその臨時等の稼働について、臨時の分も積算に加えている格好になります。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 何かわかったようで…。要するに臨時の方を正社員として雇用し直して、というのと、それからそのシステムを変えるということなのですね。詳細なことは、ちょっと別にして。働いている人の待遇改善につながるのだろうという思いで聞いているので、そういうことは全く賛成なんです、新たに先ほど黒田議員も言ったように1,000万円を超える予算のプラスの計上っていうのは、従前から見ればかなり大きいと思うので。こういう場合には、現状がどうなって、何をどういうふうに改善する、増やすためにこのぐらいの経費が増額になりますというのを丁寧に、やっぱり説明すべきだと思って聞いているので。そうしますと、3者で9台清掃車があって、1台につき二人の乗務でこなしてきた。2人の乗組員ですが、その中には臨時の方は何人いたのですか。単純に言えば1台につき2人で作業に当たっているとすれば、単純に言えば18人と理解するのですが、それがどういうふうになるのか臨時職員だった人がどういうふうになるのかっていうのをもうちょっと説明してください。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 委託の積算の考え方になるのですけれども、これまでも、今後も車両1台につき2名は運転手と作業員でそれぞれ乗る格好で積算をしています。ただ、これまでの委託の積算の中では運転手、作業員を、技能職の給料表を使って積算してはいたのですが、労務職技能職の積算で2名分と、残りは臨時の単価を使って積算してはいたのですが、令和4年度からちゃんとその2人分は、技能職労務職の積算で、待遇改善を図っているということでございます。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 今の説明でわかりました。

次に、同じページの3款衛生費、2項清掃費、3目埋立処分地施設費が2億なにがしで、前年対比で7,170万1,000円の増額ですが、右の備考欄のところに、新規最終処分場建設に係る事業として三つ。いずれも新規最終処分場を造るに当たって、事前に基本計画を策定する、地質調査を改めて行う、生活環境影響調査を行う。これは2か年で行うという内容ですが、広域行政組合のことだけではないのですが、いつも何か事業を始めるときには必ずその設計委託をして云々というのは、ある意味当然のことではあるの

すが、ここで聞きたいのはですね、3番目の生活環境影響調査業務委託。これだけなぜ、債務負担行為で2か年事業にするのか。これは、考えている委託先のコンサルがそう言っているのか。それを聞いて当局としても、やむを得ないな、2か年はかかるという判断で計上してるのだと思うのですが、そうする理由をちょっと説明してください。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 生活環境影響調査。これにつきましては、生活環境影響に関する調査、予測及び評価、あと環境保全措置の検討を行い、調査書を作成する業務になります。内容の概要としては地域特性及び地域概況の整理、生活影響調査の項目などの選定、あとは調査予測及び分析の手法の検討という内容になっておりまして、そのうち調査の中に大気質、気象、水質がありまして、これにつきましては四季を通じて実施するものでございまして、単年度契約、1年では四季を通じてできませんので2か年の事業となっているものでございます。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 考えている最終処分場は、私も2か月に一遍ぐらい捨てに行くのですが、今ある小山田の延長線上に切り土したり盛土したりして…。要するに、今あるところに地続きに整備するっていうことですよね。全く場所を変えてどこかに最終処分場を初めてつくるのではないでしょう。だから、そういう意味では、素人っぽく言えばですね、地質調査についても、それから今言った生活環境影響調査っていうのもある程度、基礎データはあるのではないかなと私は思うのですが…。そういう意味で聞いていますが。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 次期の最終処分場につきましては、今ある最終処分場の手前側の沢を予定しています。地質調査ボーリング調査は、新しい処分場の沢について行って、地下水の動向というか、地盤調査と地下水の観測等を行うものになりまして、今使っている沢と同じというものではなくて、それらの調査結果を踏まえて、こういった場所に配置をして、こういった形状の処分地を計画するのかというのが1番上の施設整備の基本策定期計画の策定業務ということで、この三つはいずれも関連して、最終的には施設整備基本計画を策定するというものになります。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 最後に、3番目の委託ですが2,400万円。この2,400万円の当初予算に計上するこの金額の積算根拠。これはどういうものですか。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 設計の積算要領というのが国から出されていまして、それに基づいて積算しています。そして積算に当たって、環境影響調査の内容につきましては、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針というのがありまして、その内容に従ってやる項目を決めて、積算要領に基づいて積算しているものでございます。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9番（落合久三君） 先ほど事前の予算説明のときにこれ三つだけで約6,500万円。もうちょっと増えていくともう1億に近くなるような。広域行政組合は30何億が年間予算

規模ですが、しかも衛生費について言えば、全体10億ちょっと超えるような予算規模の中で6,500万円も設計委託というのは、決して小さい数字ではないと思うのです。それで、聞きたかったのは、今課長が説明したのを、こう言われてもちょっと、いちいち中身がわからないのですが、大事なことはですね、コンサルの考えている言い値というのは、あるのですよ、なんでも。それから、たぶん宮古広域行政組合だけでなく他の行政組合でも似たような最終処分場を新たに更新し直さなければいけないようなところは全部やるんですよ、同じように。そのときに大事だと私が思うのは、コンサルの言い値で決めたり、同じ規模の類似の市町村の予算計上規模に合わせてと、ついなりがちな場合もあるのです。今回そうだというのではないですよ。ですから、現実最終処分場をずっと使ってきて、確かに手前の沢だということも分かるのですが、そのコンサルに委託するときに現当局としてこういう点をぜひ重点的に調査してくれとか、これは簡単でいいよとか、そういうめり張りのきいた委託のしかたをぜひやらないと、今全国でもこういうのがどんどん委託費だけすごいいれになっているので。そういう意味合いも込めて聞いていますので、他の地質調査のこともちょっと気になる点あるのですが、こっちは、本会議で聞こうと思って聞いたわけです。以上です。

○議長（藤原光昭君） 畠山議員。

○3番（畠山和英君） 先ほどの岩泉町のごみ収集運搬委託の件で、これはそれぞれで設計して積算して、それぞれで負担するという説明でありました。岩泉町は現実と合わなかったのか。一つは、今までやっぱり合わなかったのかということと、それから他の構成団体はどのように積算をしているのかお伺いします。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 組合では町村の委託収集の契約を行っております。まず、山田町ですけれども、山田町は3者、車両は5台、委託を行っております。岩泉町は3者で9台。積算の考え方は各町村にお願いしている部分もあるのですが、田野畑村は2者で、2.6台という稼働率を掛けて、積算している部分もあつてですね。それぞれの考え方っていうのはまず、運転手、作業員の単価もそれぞれで設定しております。山田町の場合は、同じように臨時ではなくて運転手作業員について、行二の労務職運転手の単価を使って、それぞれ積算をしているような考え方で、基本的な1台に2人乗車というところは同じで、どういうルートで、どういう品目を収集運搬するのは各町村の考え方になります。山田町の例で言えば、可燃は3者で、資源と不燃は1者という格好でやっている部分もありますので、なかなか比較は難しいところはありますが、基本的な考え方は同じです。

○議長（藤原光昭君） 畠山議員。

○3番（畠山和英君） もう1回だけ。要は同じであればいいのかなと思って。岩泉町は非正規でなく今度は現実に合わせてやるということでの、今回の1,700万円の増ということなのでしょうか。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 積算の考え方を今回少し変更したということになるのだと思います。今まで226日を臨時で見ていた部分を、それに人工単価をかけて出してるので

すが、それを1台に運転手、作業員の労務単価を採用した結果、委託料が今回増えた格好になります。

○議長（藤原光昭君） 畠山議員。

○3番（畠山和英君） 今の件はそれで。

3ページの歳入の負担金の内訳についてであります。3ページに今回1億4,000万円の分担金負担金の増であります。全体で。そして内訳であります。この内訳見ますとそれぞれの決まりによって、これが配分されていると思います。私が岩泉町でありますので岩泉町の例を見ますと、消防費が前年度から見ますと2,000万円ぐらいふえている。そして消防施設費は80万円だけで、ないということでした、これらについての配分のしかた。各市町村の配分が多いとどうのこうのという意味ではないのですが、今回宮古市が減って他のふえているこの要因等々を詳しく説明していただければと思います。

○議長（藤原光昭君） 松橋総務課長。

○総務課長（松橋かおる君） この市町村負担金なのですが、規約に割合の計算が決められておまして、その割合によって負担割合を計算しております。まず、令和4年度については、関係市町村が100%負担するという部分で、先ほど、お話が出ていました岩泉町の収集運搬費の増ということもありますし、あとは山田町と田野畑村では、救急自動車等の購入があつて、100%その分が増となっております。そのほか規約に基づいて負担割合を算定しておりますけれども、これが令和3年度と4年度でこれまでよりちょっと変動があつた部分が2か所ございます。一つ目が、先ほどの消防費の部分ですけれども、消防費の負担割合は、地方交付税の規定に基づく消防費に係る基準財政需要額というのを基に計算しております。それが前年度分は、宮古市が減少して町村が増加となっております。この宮古市の減少というのは、これまで宮古市は市町村合併の特例措置ということで、基準財政需要額が増額になっておりましたが、この特例措置が終わって普通に戻ったということになります。あと、もう一つが議会費とか総務費等の負担割合のところ、これも規約によって均等割と人口割で算出しておりますが、この人口割のもとになる人口は国勢調査の人口を使うことになっておまして、これが前回までは平成27年の人口を使っておりましたが、今回は令和2年の国勢調査の人口になりました。この国勢調査の人口は、構成市町村全てで人口の減少がありましたけれども、その中で、減少幅が少ない山田町の負担が、前年比でちょっと増になっておりました。これらの要因によって前年度と比較して、負担金の全体に占める割合が、宮古市が減額で町村が増額となったものと私どもは捉えております。

○議長（藤原光昭君） 畠山議員。

○3番（畠山和英君） 最初に説明していただければなとは思いました。というのは、消防費で岩泉町は2,000万円増えているのですね。大体。でありますので、この基準財政需要額の積算でいけば、ほかの市町村はもそうですけれども、このぐらゐの額が一気に上がればやっぱりこれは大きいですので、少しずつやっていくとか何か、そのような決まりはないのかと思ひましてお尋ねしました。以上です。

○議長（藤原光昭君） そのほか…、千葉議員。

○7番（千葉泰彦君） 6ページの歳出の概要で、3款衛生費の2項清掃費ですけれども、

およそ11億円予算が計上されている中で、委託費が総額で多分6億5,000万円ぐらいと思うのですが、このうち広域行政組合の地域内にいくら落ちるのかがもしわかれば、それ以上の議論をするつもりはないのですけれども、新型コロナウイルス感染症ですとか、原油価格の高騰ですとか、こないだの地震もあって、様々な事業者が外部環境の影響を受ける中で、6億、5億が定期的に発生する業務なのであれば、地域で循環できたほうがSDGs云々っていうこともありますけれども、効率がいいのかなと思っていての質問です。分かる範囲で答えをお願いします。

○議長（藤原光昭君） 田中施設課長。

○施設課長（田中 晋君） 清掃費の委託につきましては、そのうちどれぐらいが地域にというような具体的な数字はわかりませんが、ただ、業務を発注する際にはできるだけ地域で可能な業者があれば、その業者を入札に入れていく格好ではやっていますが、どうしてもその特殊な施設でどうしても地元でできないものについては、やはり地元以外のところという部分もあります。

○議長（藤原光昭君） よろしいですか。そのほか、よろしいですか。

豊間根議員。

○10番（豊間根 信君） 1点ですけど、全体的な部分でございしますが、今回の一般会計予算等をこれまでも見させていただいてまいりましたが、中身の部分が各市町村によっていろんな部分の組合せがあるという中で、いろんなそれぞれの対応説明をいただいているようですが、全体としまして、主な増減理由と備考の部分の説明をもう少し項目を細かくして、説明を最初からこのような形の中に組み入れていただくか、予算に関する説明資料等を含めた中で、今後改善していただきたいと、そのように思っているのですが。多分、それぞれの市町村においてということで今もいろんな分担、それから委託の内容と様々な状況があるのは、この組合の性質上のものかなとは思っておりますが、ただこの歳出歳入等の説明に関しましては、はっきり言って私は全部に対して質問したい。ただ、全部私が出していきくと、1日、2日で終わらないような状況になってしまうということで今までずっとお聞きしてまいった状態ですが、そういうことに関して私は改善をしたほうがいいのではないかなと、そのように思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（藤原光昭君） 松下事務局長。

○事務局長（松下 寛君） 先ほど来からのご質問の内容、それから、豊間根議員の今のご提言につきましては、しっかり受け止めて、やはりわかりやすい説明に努めたいと思いますので、少し工夫してみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（藤原光昭君） 豊間根議員。

○10番（豊間根 信君） 答弁ありがとうございます。いろいろこれからそのような形で行っていただきたいと思ひますが、そここのところにつきまして、今の全体的な部分の中ではございしましたが、しっかりとこのような形でやりたいという骨組みができたら、ぜひ皆さん方のほうにも声をかけていただいて、その内容を検討して、さらに良い議会になるような、そういう形をつくっていきたく思ひますので、よろしくお願ひします。

○議長（藤原光昭君） そのほか、よろしいですか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

◎令和３年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第３号）

○議長（藤原光昭君） 次に、令和３年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第３号）について、事務局の説明を求めます。

松橋総務課長。

○総務課長（松橋かおる君） それでは、令和３年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第３号）の概要を説明いたします。

資料ナンバーの２、１ページ、２ページをお開き願います。座って説明させていただきます。このたびの補正予算は、事業費の確定及び事業の執行見込みにより予算額を減額補正するものとなっております。歳入におきましては、補正額の財源内訳に記載してありますように、特定財源は国庫支出金を減額、一般財源は分担金負担金を減額し、使用料手数料及び諸収入を増額するものとなっております。補正額は歳入歳出それぞれ3,929万5,000円の減額となっております。

歳出の概要からご説明いたしますので、５ページ、６ページをお開き願います。１款議会費は、123万6,000円を減額するもので、議員研修の中止による旅費等の減額のほか、実績見込みによる委託料の減額となっております。

２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費は、553万円を減額するもので、実績見込みによる人件費等の減額のほか、契約確定による委託料の減額となっております。

３款衛生費、２項清掃費、２目ごみ焼却施設費は、314万6,000円を減額するもので、契約確定による委託料等の減額となっております。同じく３目、埋立処分地施設費は483万1,000円を減額するもので、契約確定による委託料及び工事請負費の減額となっております。同じく４目し尿処理施設費は、572万3,000円を減額するもので、契約確定による委託料等の減額となっております。同じく５目汚泥混焼施設費は、５万3,000円を減額するもので、契約確定による委託料の減額でございます。６目リサイクル施設費は195万円を減額するもので、契約確定による委託料等の減額となっております。

続いて、４款消防費、１項消防費、１目常備消防費は、1,294万1,000円を減額するもので、実績見込みによる人件費等の減額のほか、緊急消防援助隊訓練等の中止による旅費及び契約確定による委託料等の減額となっております。同じく２目消防施設費は、388万5,000円を減額するもので、契約確定による委託料及び工事費の減額となっております。

続きまして、歳入の概要をご説明いたしますので、３ページ、４ページをお開き願います。

１款分担金及び負担金、１項負担金、１目組合負担金は、6,125万1,000円を減額するものでございます。構成市町村別の補正額は４ページの主な増減理由等の欄に記載してありますように、宮古市は4,167万1,000円の減額、山田町は956万4,000円の減額、岩泉町は676万5,000円の減額、田野畑村は325万1,000円の減額となっております。

２款使用料及び手数料、１項手数料、１目衛生手数料は、229万5,000円を増額する

もので、ごみ処理手数料の収入実績による増額となっております。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目衛生費国庫補助金は19万3,000円を減額するもので、放射性セシウム濃度分析業務の実績見込みによる廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金の減額となっております。

7 款諸収入、2 項雑入、1 目雑入は、1,985万4,000円を増額するもので、資源物及び鉄くず売却による売払実績及び見込みによる資源物売払代金の増額となっております。

資料といたしまして7 ページ、8 ページに市町村負担金総括表、9 ページ、10 ページに給与費明細書を添付してございますが、説明については省略させていただきます。

以上が補正予算第3 号の概要説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） これについて、質問ある方。

落合議員。

○9 番（落合久三君） 今説明のあった5 ページ、6 ページ、不勉強をさらし出すようですが、多くが減額の補正ですが、例えば、3 款衛生費、2 項清掃費、2 目ごみ焼却施設費。ここには説明の最後のところ、委託契約確定による減、354万3,000円。同じように3 目埋立処分のところも、委託契約確定による減、398万9,000円と、し尿処理施設もリサイクル施設も消防にも1 件、委託契約確定によるというのがあるのですが、私の感覚では実績見込みによる減というのはしょっちゅう聞くのですが、この当初予算を議決して、その予算の範囲の中で対象となる委託しようとする業者との方法はいろいろあるわけですが、入札だったり随契だったりいろいろあると思うのですが、その委託契約は当初予算が確定した後に、年度の当初のあたりで普通は決めるものではないのかなって思うのですが、いつの時期に委託契約が確定したから減になるのか。この流れがちょっとわからないのですが、どういう意味ですか。この委託契約が確定したことによる、例えば、具体的なほうがいいと思うので聞きますが2 項清掃費、2 目ごみ焼却施設費、ここに354万3,000円が減額補正あるのですが、委託契約確定による減、ここで言う確定したのはいつですか。

○議長（藤原光昭君） 松下事務局長。

○事務局長（松下 寛君） 委託契約の確定による減ということで委託契約を当初契約して、履行期間があってやるわけなのですが、その間で例えば変更増があったり減があったりするわけですので、その履行期間を十分に見た上でやって、今回それぞれ委託契約の確定によって、執行残を減額するということになるかと思います。それぞれ個別のどういう委託契約がどれほど減っているかについては、議案書の2 の6 ページ、2 の7 ページあたりのそれぞれの項目を参照いただければと思います。個別に載っています。この中でどれが、履行期間が何月何日から何月何日までというのは全て詳細には捉えていませんけども、今回の減額の考え方とすれば、そういうことで計上したというものでございます。

○議長（藤原光昭君） 落合議員。

○9 番（落合久三君） 12時になったので短くしますが、局長が説明したのは実績見込みによる減ということでは言い表すことができないですか。つまりね、当初予算を議決し

てその予算の範囲の中でいろんな事業を委託するときに、最初やっぱり結ぶでしょうが。こういう条件でこういう金額でいつまでに仕上げるのだ。だから、これでやってちょうだいね。それで実際の業務が始まっていく。もちろん大きい変更とか、増額する場合もあれば、補正予算を組んだりするというのは当然あるのですが、年度末ぎりぎりになって委託契約確定による…、確定って、今になって確定するの。非常に素朴な疑問を感じるの、ちょっと今の局長の説明は実績見込みによる減額でいいのではないのかなって。なんか意味があってなのかなと思って聞いているのですが、もう一度。

○議長（藤原光昭君） 松下事務局長。

○事務局長（松下 寛君） この件のですね、実績見込みと委託契約確定による減という使い分け。確かに落合議員おっしゃるとおり私も最終的にはもう実績が確定したのだから減額だということだと思いますので、この表記の仕方は、ちょっと考えさせていただきたいと思います。

〔落合議員「終わり」と呼ぶ〕

○議長（藤原光昭君） そのほか、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（藤原光昭君） それでは次に、宮古地区広域行政組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、事務局の説明を求めます。

松橋総務課長。

○総務課長（松橋かおる君） ご説明いたしますので、資料ナンバー３の１ページをお願いします。

１の改正の要旨でございますが、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等に係る人事院規則の改正が令和４年４月１日施行予定であることから、当組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、２の改正の内容でございますが、第２条は非常勤職員の育児休業の取得要件について、第１７条は非常勤職員の部分休業の取得の要件について、いずれも取得要件のうち引き続き在職した期間が１年以上であるという要件を削除するものでございます。第２２条は、妊娠及び出産等について、申出があった職員に対し、個別の周知、意向確認の措置等について明記するものでございます。第２２条は、育児休業をとりやすい勤務環境の整備に関する措置を新設するもので、現行の第２１条を繰り下げるものでございます。

３の施行期日でございますが、この条例は令和４年４月１日から施行するものでございます。２ページに、改正条例案を添付してございます。説明につきましては省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） ただいま、事務局より説明がございました。これについて、質問ございますか。よろしいですか。

○議長（藤原光昭君） そのほかございますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） それでは、次に進みます。

◎宮古地区広域行政組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

○議長（藤原光昭君） 宮古地区広域行政組合職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例について、事務局の説明を求めます。

松橋総務課長。

○総務課長（松橋かおる君） ご説明いたしますので資料ナンバー４の１ページをお開き願います。

１の改正の要旨でございますが、手続における押印を廃止しようとするものでございます。

２の改正の内容でございますが、第２条中の署名押印とありますところを、署名に改正し、別記様式１及び２で定められております宣誓書中の氏名の後ろの印を削除するものでございます。

３の施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

２ページに、改正条例案を添付してございますが、説明については省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤原光昭君） ただいま、事務局より説明がありました。これについて、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原光昭君） ないようですので、次に、移ります。

◎その他

○議長（藤原光昭君） 次に、その他でございますが、議員の方、事務局、何かございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎閉 会

○議長（藤原光昭君） ないようですので、以上をもちまして、議員全員協議会を終了いたします。

ご苦労さまでございました。

午後０時０８分閉会
